

鳥取県産和牛の保護および振興に関する条例の制定

鳥取県では、令和2年10月13日に全国で初めて鳥取県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として位置付けた「鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（以下、「条例」という。）」を制定しました。

この条例は、鳥取県が優秀な種雄牛造成と畜産振興に長年注力してきた末に、今日の和牛産地としての地位を築いてきたという歴史を踏まえて制定しており、県有種雄牛の遺伝資源保護と和牛振興を柱とした構成となっています。

「鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例」のポイント

令和2年10月13日公布

全国で初めて県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として位置づけ。

☆何人も県有種雄牛の遺伝資源をみだりに県外に流出させてはならないことを宣言

◆県有種雄牛の遺伝資源を知的財産として保護

- 県有種雄牛の遺伝資源を全国で初めて知的財産として位置付け
- 特に重要な県有種雄牛を告示し、遺伝資源は所有権を留保した契約により厳格管理
- 種雄牛造成を計画的に進めることを全国で初めて明記

◆「和牛産業」の振興

- 鳥取県産和牛の生産だけでなく流通および販売までの事業を「和牛産業」と位置付け、生産者、関係団体などの意見を聴いて振興計画を作成
- 生産者の経営安定や鳥取県産和牛の販路拡大などにつながる事業の実施

県有種雄牛の遺伝資源を未来へ引き継ぎ、
「和牛産業」の健全な発展を図る

県有種雄牛の遺伝資源保護が明確に示されていますが、これまで他県と連携を図りながら和牛改良を行っていることから、すべての遺伝資源を囲い込むものではなく、県有種雄牛を区分し、国内の和牛改良にも貢献できるよう、バランスを保ちながら取り組む予定です。長年かけて生産者や関係者と取り組んだ成果を守り、次世代につなげていく鳥取県の決意を発信し、全国の和牛生産に一石を投じたいと思います

条例の詳細や条例制定に対する平井知事の思いなどについては、平井知事自らが雑誌「知財ふりずむ」（11月号）に寄稿した原文を県畜産課ホームページに掲載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

（県畜産課 HP）<https://www.pref.tottori.lg.jp/chikusan/>

【条例の概要】

前文

鳥取県における和牛産地としての歴史や経過を記載し、長年の取り組みによって今日があることを記載し、「県有種雄牛の遺伝資源の知的財産的価値を未来へと引き継ぎ、県内の畜産業及びこれに関わる産業の健全な発展を図るため、県は、県有種雄牛の持続的な造成並びにその遺伝資源の保護及びその活用に取り組み、何人も県有種雄牛の遺伝資源をみだりに県外に流出させてはならない」ことを宣言しています。

目的（第1条）

「県有種雄牛の遺伝資源の保護のための措置」と「鳥取県産和牛の振興に関する計画」について定め、生産者の経営安定、販路拡大の措置を講じ、鳥取県産和牛に係る畜産業や関連産業の発

展を図ることを目的としています。

遺伝資源保護（第2条）

全国で始めて種雄牛の遺伝資源を「知的財産」として規定し、遺伝資源保護のため特定精液の所有権を県に留保することや当該精液により生産された受精卵及びこれらにより生産された子牛は県と当該精液使用者との共有とする条項等を定めた契約により厳格に管理することとしている。併せて、種雄牛の計画的造成や精液安定、県有種雄牛の適正管理のための告訴、差止請求等の法的措置など必要な措置を講ずることとしています。

振興計画（第3条） **連携の強化**（第4条）

和牛振興に係るものとして、県有種雄牛の遺伝資源の保護及び鳥取県産和牛の生産、加工、流通又は販売の事業を「和牛産業」と位置づけ、生産者、関係団体その他の関係者の意見を聴いてその振興に関する計画を定め、県のみならず生産者等関係者が一丸と取り組むこととしています。

施策（第5～10条）

和牛産業の振興のための施策として、生産者の経営安定、加工流通の高度化及び販路拡大の促進、産肉能力等の改良の促進、研究開発の推進等、共進会等への参加の支援について定めており、遺伝資源保護や施策の推進のため、県は必要な財政上の措置を講ずるとしています。